

社会福祉  
法人 三沢市社会福祉協議会定款施行細則

制 定 平成 22 年 3 月 26 日

一部改正 平成 年 月 日

〃 平成 年 月 日

(目 的)

第 1 条 この定款施行細則は、社会福祉法人三沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 35 条に基づき、定款の施行に際し必要な事項を定め、健全なる経営を行うことを目的とする。

(理事会の決定事項)

第 2 条 定款第 12 条第 1 項の、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行なうの定めに基づき、理事会において改廃できる各種規程は、次のとおりとする。

- (1) 部会及び委員会に関する規程の改廃
- (2) 事務局規程、及び就業規則、給与規程、旅費規程等の「職員に関する規程」の改廃

2 前項において改廃した規程は、評議員会に報告する。

(会長の専決事項)

第 3 条 定款第 12 条第 1 項に規定される、日常の業務として理事会が定める会長の専決事項について、次のとおり定める。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐え  
ないと認められる物品の売却または廃棄  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 寄附金の受入れに関する決定  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

(補 則)

第 4 条 この施行細則に定めるもののほか、必要な事項については会長が理事会の意見を聞いて定める。

附 則

この定款施行細則は、平成 22 年 3 月 26 日より施行する。